

農地情報活用支援事業（継続）

【16（45）百万円】

対策のポイント

G I Sによる農地情報の整備・活用が効果的かつ効率的なものとなるよう農地情報の活用に関する普及・啓発等の支援を行う。

- ・ 平成17年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」においては、国内農業の食料供給力の重要な基盤である農地の効率的利用と構造改革の加速化を促進することとしており、担い手への農地利用集積などに係る地域の話し合いを通じた農地の利用調整、あっせん等の取組を円滑に進めるため、地理情報システム（G I S）による農地に関する情報の活用を図ることとしています。
- ・ G I Sによる農地情報の整備・活用が効果的かつ効率的なものとなるよう農地情報の活用に関する普及・啓発等の支援を行う必要があります。

政策目標

基盤整備による担い手への農地利用集積の促進

< 内容 >

先進的な地域におけるG I Sによる農地情報の活用事例を広く紹介するとともに、農地情報の整備・活用を検討している地域に対する技術的な指導・助言を通じた人材育成を行います。

（1）普及・啓発

発表会の開催やパンフレットの作成・配付等による農地情報の整備・活用事例の紹介等の普及・啓発

（2）指導・助言

研修会の開催等による農地情報の整備・活用方法に関する技術的な指導・助言

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 民間団体
2. 交付率 定額
3. 事業実施期間 平成18年度～平成22年度

[担当課：農村振興局整備部地域整備課（03 - 3501 - 8359（直））]